

2022年4月14日

各位

会社名 株式会社柿安本店
代表者の役職・氏名 代表取締役社長
赤塚保正
(コード番号：2294 東証プライム)
問い合わせ先 専務取締役
赤塚義弘
TEL 0594-23-5500

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月20日開催予定の第54期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年3月1日から2月末日までとしておりますが、繁忙期である12月の売上が当社グループの業績に与える影響を考慮し、適時・適切な経営情報の開示を目的として、当社の事業年度を毎年5月1日から翌年4月30日までに変更いたします。

2. 決算期変更の内容

現在	毎年2月末日
変更後	毎年4月30日

(注) 決算期変更の経過期間となる第55期は、2022年3月1日から2023年4月30日までの14か月決算となる予定です。

なお、当社連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

3. 今後の見通し

第55期の業績見通しにつきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①決算期及び定時株主総会の議決権行使の基準日の変更に伴い、定款第13条、第14条、第52条、第53条、第54条につき所要の変更を行うものであります。また、経過措置として新たに附則を設けるものがあります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第17条を変更するとともに効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ③株主総会の円滑な運営を確保するため、定款第19条第3項を削除し、定款変更議案につきましても定足数の緩和を図るものであります。
- ④機動的な取締役会の運営を図るため、取締役会の決議を電磁的方法にて行うことができるよう定款第32条を変更するものであります。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は毎年5月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条</p> <p>3. <u>当社の定款を変更する決議は、前項の定めにかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、当該株主の3分の2以上の議決権をもって行う。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は毎年7月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条</p> <p>3. (削除)</p>

<p>(取締役会決議についてのみなし規定)</p> <p>第32条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項たる個別の議案について、書面により当該議案に同意した場合は、これを可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第52条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から<u>翌年2月末日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第53条 当社は、株主総会の決議により毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第54条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当という。）をすることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会決議についてのみなし規定)</p> <p>第32条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項たる個別の議案について、書面又は電磁的記録により当該議案に同意した場合は、これを可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第52条 当社の事業年度は、毎年<u>5月1日</u>から<u>翌年4月30日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第53条 当社は、株主総会の決議により毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第54条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>10月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当という。）をすることができる。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p>第1条 <u>第14条の規定の変更は、2022年8月1日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本条は、効力発生後にこれを削除する。</u></p> <p>第2条 <u>第52条の定めにかかわらず、第55期の事業年度は2022年3月1日から2023年4月30日までの14か月間とする。</u> <u>なお、本条は、第55期事業年度終了後、これを削除する。</u></p> <p>第3条 <u>現行定款第17条の削除及び変更案第17条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下施行日という。）から効力を生ずるものとする</u></p>
--	---

	<p>2. <u>前項の定めにかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条の定めはなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上